

労働問題解決の手引き ②

解雇・雇止めの基礎知識

問い合わせ先 商工観光課

会社と期間の定めのある労働契約（有期契約）を結んでおり、これまで5回続けて契約更新をしてきたのに、今回は更新できないと言われました。事業主は、契約の更新を拒否すること（雇止め）ができるのですか？

3カ月や1年という有期労働契約（期間の定めのある労働契約）で、普通パートや臨時などと呼ばれる労働者の場合、その期間が満了すれば労働契約は当然に終了するため「解雇」にはなりません。

しかし、その契約が何度も反復更新されて期間の定めのない労働契約（通常は「正社員」のことを言う）と実質的に変わらない状態であったなら、その契約の更新拒否は「解雇権濫用の法理」が類推適用され、雇止めが無効とされることがあり、「解雇」と同様に取り扱われる場合もあります。

《解説》

■有期労働契約に関する制限

○使用者はやむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができません。（労働契約法第17条第1項）

○使用者は、有期労働契約によって労働者を雇い入れる目的に照らし、契約期間を必要以上に細切れにしないよう配慮しなければなりません。（同第17条第2項）

派遣契約期間の途中であるにもかかわらず、次の派遣先を紹介するまで待機してほしいと言われました。待機期間の賃金保障などはあるのでしょうか？

また、派遣会社は雇用契約期間途中での解雇はできるのですか？

派遣契約（派遣会社と派遣先との契約）と労働契約（派遣会社と派遣労働者との契約）は別であり、派遣契約期間の途中で派遣先での就業をやめるように言われても、派遣会社との間には雇用契約期間が残っているため、派遣会社に対して新たな就業先の確保や就業するまでの期間の賃金保障を求めることができます。

また、派遣労働者に対する解雇は、雇用主である派遣会社が行うものですから、通常の労働者と同様、派遣労働者の場合もいつでも自由にできるものではありません。

- ①印かん（認め印で可。法人の場合は代表者印）
- ②購入代金（入札金額）
- ③本人が確認できるもの（免許



③菊池市総合体育館
地1
菊池市巨538番地2

②菊池市立泗水図書館
地1
菊池市泗水町福本305番

①菊池市市民会館（2施設）
菊池市巨32番地
菊池市泗水ホール
菊池市泗水町福本283番

助言をします。

では、仕事の探し方や仕事を始めるにあたってのさまざまな相談へのアドバイスや解決のお手伝いをします。

また、賃金、解雇などの労働条件に関することや、職場でのトラブルなど、労使双方からのさまざまな労働相談について中立の立場から専門の相談員（社会保険労務士）が

7月の「税」の納期限 7月31日(金)

問い合わせ先 税務課、徴税課

- 固定資産税第2期
- 国民健康保険税第1期

※口座振替を利用している人は、7月27日（月）に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

第1回

菊池市公売会を 実施します

市税・国保税の徴収のために、差し押えた食器・日用品類や家電製品などを、次のとおり公売します。購入を希望する人は、是非ご参加ください。

④委任状（代理人が入札する場合）
⑤委託状（代理人が入札する場合）
⑥委任状（代理人が入札する場合）
⑦委任状（代理人が入札する場合）

平成22年4月から更新する次の公の施設について指定管理者を公募します。

①、②について
生涯学習課（中央公民館）
③について
社会体育課

就業支援相談と労働相談の窓口を開きます

労働相談
☎096（352）3613

就業支援相談

☎096（355）2224
しごと相談・支援センター

問い合わせ先

利用時間
休館日を除いて毎日
午前9時～午後7時

後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

問い合わせ先 健康推進課

○後期高齢者医療保険証をお送りします

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい保険証（黄色）は7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証を使用してください。

新しい保険証（黄色）に記載されている一部負担金の割合は、平成21年度の市民税の課税所得をもとに判定しています。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年 7月31日
被保険者番号 00000000
住所 〇〇市〇〇-〇-〇
氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 大正〇〇年 〇月 〇日
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日
交付年月日 平成20年 4月 1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号 XXXXX
保険者名 熊本県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成22年 7月31日
被保険者番号 12345678
住所 熊本市健康2丁目4番10号 熊本市町村自治会館2階 後期高齢者医療広域連合事務局
氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 大正9年9月9日 資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日 交付年月日 平成21年 8月 1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号 12345678
保険者名 熊本県後期高齢者医療広域連合

※被保険者の皆さんのご意見により、文字の位置・大きさを見やすく変更しました。

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）を持っている人は、7月31日（金）で期限切れとなりますが、8月1日（土）以降も引き続き該当する人には、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を郵送します。（更新の手続きは不要です）

また、世帯の全員が市民税非課税であり、現在入院中（または入院予定）の人で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない場合は、最寄りの担当窓口へご相談ください。

○平成21年度の後期高齢者医療保険料が決まりました

平成21年度の正式な保険料額が決定しましたので、7月中旬ごろに保険料額決定通知書等を送付します。新規に後期高齢者医療制度に加入した人については、これまで加入していた保険の種類、加入時期などによって、保険料の支払方法や支払時期が違いますのでご注意ください。

保険料の納付方法について

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収または普通徴収によって納めます。保険料の支払い方法は次のとおりです。

特別徴収の人

年金からの差引きにより保険料を納めます。申し出により、口座振替に変更することができます。

普通徴収の人

口座振替または窓口納付書によって保険料を納めます。

※年金の受給額が年間18万円未満の人、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります。

後期高齢者医療保険料の納期一覧

特別徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	—	—
（全6期）	4月	6月	8月	10月	12月	2月	—	—
普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
（全8期）	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

保険料の軽減措置について

平成21年度においては、従来の軽減措置である「均等割7割・5割・2割軽減」に加え、次のとおりの軽減措置を行います。

- 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の人
⇒ 平成21年度は均等割額が8.5割軽減となります。
- ①の人のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の人（給与収入などがある場合でも控除後の所得が0円の場合）
⇒ 平成21年度から均等割額が9割軽減となります。
- 後期高齢者医療に加入する直前は「娘や息子の会社などの健康保険の被扶養者」であった人
⇒ 平成21年度は均等割額が9割軽減となります。
- 年金収入が153万円以上211万円以下の人
※給与収入などがある場合でも控除後の所得が91万円以下の場合は対象となります。
⇒ 平成20年度と同様に所得割額が5割軽減となります。